

⇩ 青色事業専従者給与の要件

Q : 私は青色個人事業者ですが、一定の要件を満たす家族に対する給与は、必要経費になるとのようですが、どのような要件になっているのですか？

A : 次のすべての要件を満たす必要があります。

【解説】

お尋ねの給与は、青色事業専従者給与といわれるもので、次のすべての要件を満たしている場合に必要経費とすることができます。

ただし、青色申告者が事業に至らない規模で営むものには適用がありません。

- ① 事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族(家族)であること、親族が専従者となる場合は、年齢が15歳以上であること
- ② 事業主が給与を支払うこと
- ③ 給与の額は、労務に従事した期間、労務の性質、労務の提供の程度、事業の種類や規模並びに同業種同規模事業者が支給する給与の状況等に照らして相当の金額と認められるものであること
- ④ あらかじめ届出書に記載した内容で、届け出た金額の範囲内の金額であること
- ⑤ 事業主の事業に専ら従事すること。専ら従事しているかどうかは、従事可能期間の2分の1以上の期間に従事しているかどうかで判断されます。

なお、青色事業専従者に該当する場合には、配偶者控除や扶養控除が受けられないことになっていますので、この点、注意してください。

